

奈良県告示第二百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年十一月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
笠原内科医院	橿原市白檀町二丁目三一番一 二 号	令和三年九月三十 日
綿谷歯科診療所	北葛城郡王寺町久度二丁目一〇 番一七号	令和三年九月三十 日